


南町田駅周辺地区拠点整備基本方針に基づく土地区画整理事業の
共同実施に関する基本協定



町田市と東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という。）は、町田市が2015年6月に策定した「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」において事業実施を想定している土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の共同実施に関し、その基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の共同実施にあたり、事業区域、施行者、事業の範囲、事業費の取扱い、役割分担及び事業の執行等に係る基本的事項を定めることを目的とする。

（事業区域）

第2条 本事業の事業区域は、別紙1「事業区域図」に示す区域を予定する。

（相互協力）

- 第3条 本事業の推進にあたり、町田市と東急は、相互に協力するものとする。
- 2 町田市及び東急は、事業区域内で別途実施する予定の公園整備事業や商業施設建替え事業等と、本事業との調整を行うものとする。
 - 3 町田市と東急は、本事業の進捗に必要となる手続きを相互に協力して行うものとし、必要に応じて両者の合意事項に関する協定を別途締結するものとする。

（スケジュール）

第4条 本事業は、町田市及び東急の相互協力のもと、別紙2「スケジュール」記載のスケジュールに沿って、検討及び実施されることを基本とする。

（施行者）

- 第5条 本事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、町田市と東急（以下総称して「共同施行者」という。）が施行するものとする。
- 2 共同施行者は、本事業の実施に係る一切の事務を処理するものとし、法第4条第1項の規定に基づく施行の認可を受けた後は、共同施行者会議を設置し、本事業を推進していくことを確認する。
 - 3 共同施行者のうち、本事業の業務を代表して行う者（以下「代表施行者」という。）を東急とし、法第5条第6号の規定に基づき、規約にてその旨を定めるものとする。
 - 4 東急は代表施行者の業務分担として、総務事務、資金管理（社会資本整備総合交付金收受、施行者負担金徴収及びその他負担金徴収並びに清算金の徴収・交付を含む。）、事業計画案、換地計画案及び損失補償計画案の策定（それぞれ変更を含む。）、

損失補償等の契約事務、並びに工事施行（工事発注及び工事監理を含む。）等の業務（代表施行者の業務に要する費用は事業費に含まれる。）を行う。

- 5 町田市は、法第7条による宅地以外の土地を管理する者の承認、事業の施行に関して必要となる公共施設管理者等の協議・調整並びに社会資本整備総合交付金の申請及び執行管理等を行う。
- 6 共同施行者間の業務分担については、必要に応じ、共同施行者間で協議の上、変更することができるものとする。

（関係権利者の同意）

- 第6条 共同施行者は、本事業の施行にあたり、事業区域内の宅地すべての所有権その他の権利状況について調査し、共同施行者間で確認するものとする。
- 2 共同施行者は、本事業の円滑な推進のため、自己が所有する宅地について、遅滞なく、次の各号に定める関係権利者からの同意を得るものとする。
 - 一 事業計画を定める場合において、法第8条第1項の規定に基づき必要となる全ての権利者からの同意
 - 二 事業計画を変更する場合又は換地計画を定め若しくは変更する場合において、法第10条第3項又は法第88条第1項の規定に基づき準用する法第8条第1項の規定に基づき必要となる全ての権利者からの同意
 - 三 本事業の施行に当たり、法第98条第1項の規定に基づき仮換地を指定する場合において、同条第3項の規定に基づき必要となる全ての権利者からの同意
 - 3 前項のほか、町田市は、本事業区域のうち、町田市及び東急以外の第三者の所有権及びその他の権利の目的となるべき宅地が存する場合、当該宅地の権利者から前項各号の同意を取得する事務を行うものとし、東急はこれに協力するものとする。

（事業の範囲）

- 第7条 本事業において、共同施行者は、法第4条第1項の規定に基づく施行の認可を受けた後、次の各号に掲げる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更等（それぞれ当該各号に付帯する事業を含む。）を行うものとする。
- 一 鶴間公園の拡充・形状変更及び町田市所有の宅地の再配置、並びに1次造成
 - 二 既存調整池の改修・地下埋設化と上部利用及び調整池の新設
 - 三 道路の改修・廃止・新設
 - 四 その他宅地の1次造成

（事業費の取扱い）

- 第8条 本事業に要する費用（以下「事業費」という。）には、社会資本整備総合交付金（町田市負担分を含む。以下同じ。）及び施行者負担金を充てるものとし、前条第一号及び第二号記載の整備に関する事業費については社会資本整備総合交付金を、同条第三号及び第四号記載の整備に関する事業費については施行者負担金を、それぞれ充てることを原則とする。
- 2 前項の施行者負担金は、共同施行者による負担とし、各自の負担割合については

別途協議して定めるものとする。

(権利義務の承継)

第9条 共同施行者は、本事業の事業区域内に自己が所有する土地又は建物について第三者に対し所有権の譲渡又は借地権の設定（以下「譲渡等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ共同施行者の相手方と協議するとともに、本協定に定める自己の権利義務を当該第三者に承継させるものとする。

(守秘義務)

第10条 町田市及び東急は、本協定に基づく業務に関連して入手した相手方の情報、資料等のうち、次の各号を除くものを機密情報（以下、「機密情報」という。）として厳重に取扱い、第2項及び第3項に規定する場合を除き、第三者に開示してはならない。

- 一 入手した時点ですでに公知のもの
- 二 入手後、自らの過失なしに公知となったもの
- 三 第三者から正当に守秘義務を負うことなく開示されたもの

2 町田市及び東急は、合理的な取引慣行に照らし、開示が必要であると認めた弁護士、税理士、公認会計士、不動産鑑定士、設計会社及びコンサルタント等に対して、機密情報を開示することができる。ただし、この場合、開示を受ける者に対し、前項と同様の秘密保持義務を負わせなければならない。

3 町田市及び東急は、行政機関、司法機関その他の官公庁からの命令、指導又は要請があった場合、機密情報を開示することができる。

4 町田市及び東急は、相手方の承諾がない限り、機密情報を本協定の目的以外に使用してはならない。

(終了原因)

第11条 本協定は、次の各号のいずれかに該当する場合、終了する。

- 一 本協定の目的が達成された場合、又は本協定の目的が達成されない蓋然性が高いと判断された場合
- 二 町田市及び東急の協議により終了させる場合
- 三 町田市及び東急のいずれかが破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続きの申し立てをし、又は開始決定を受けた場合
- 四 町田市及び東急のいずれかが本協定に違反し、相手方が解除を求めた場合

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、町田市及び東急が協議して定めるものとする。

[以下余白]

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各者記名押印の上、各自1通を保有する。

2015年11月2日

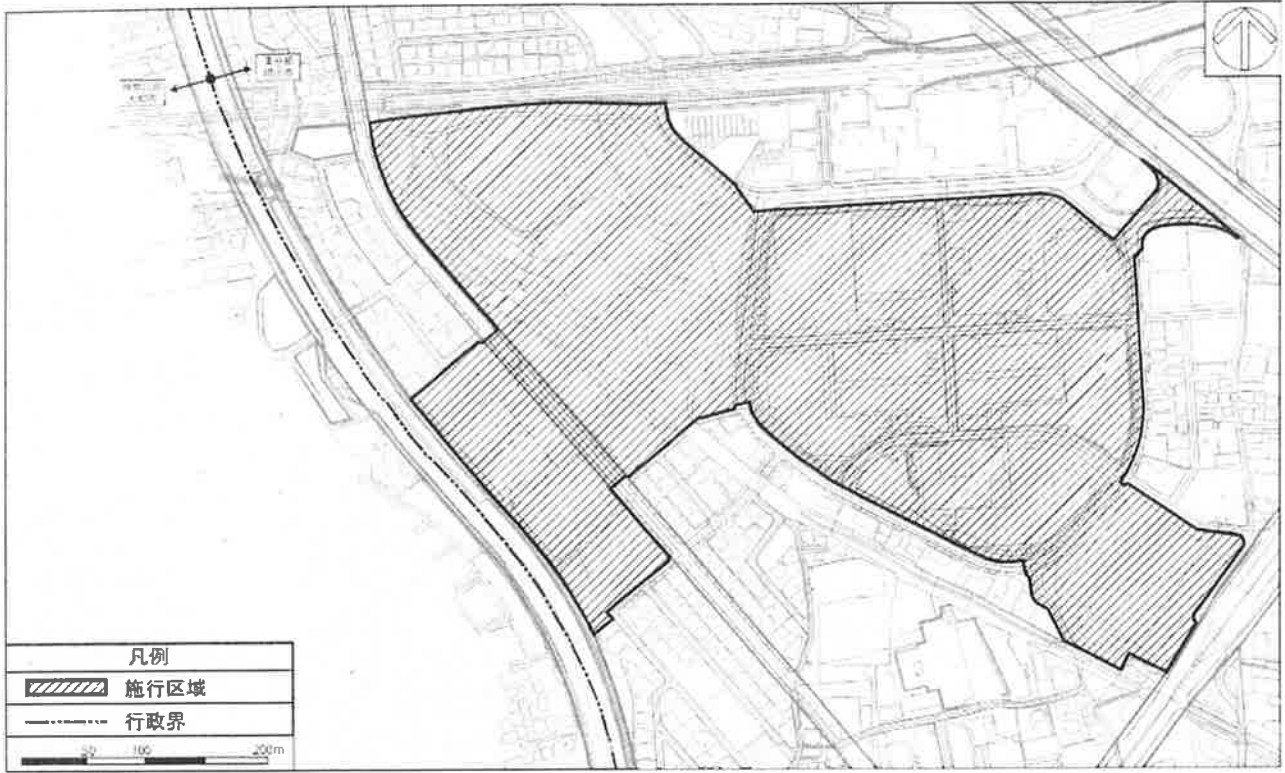
東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
市長 石阪 丈一



東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文



別紙 1 事業区域図



別紙2 スケジュール

